

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）（第一条関係）	1
【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）（第二条関係）	87
【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）（第三条関係）	246
【公布日から三年以内に政令で定める日施行】	
○ 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）（第四条関係）	262
【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第五条関係）	312
【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第六条関係）	314
【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（抄）（第七条関係）	317
【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六号）（抄）（第八条関係）	329
【公布日から一年以内に政令で定める日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十五条関係）	330
【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	334
【公布日から二年以内に政令で定める日施行】	
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）（抄）（附則第十七条関係）	

改正後	現行
<p>（情報の提供及び指導） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。</p> <p>（調剤録） 第二十八条（略）</p> <p>2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。</u></p> <p>3（略）</p>	<p>（情報の提供及び指導） 第二十五条の二（略） （新設）</p> <p>（調剤録） 第二十八条（略）</p> <p>2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、<u>調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなったときは、この限りでない。</u></p> <p>3（略）</p>